

府中市規則第 41 号

府中市空家等対策協議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市空家等対策協議会設置条例（平成27年府中市条例第36号。以下「条例」という。）第11条の規定により、府中市空家等対策協議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(会議の招集)

第3条 会議の招集は、開会の日少なくとも7日前までに委員に通知して行う。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(代理出席)

第4条 条例第4条第2項第4号に規定する委員は、その委員の属する機関の職員を代理人として会議に出席させることができる。

2 市長が出席できないときは、副市長を代理人として会議に出席させることができる。

(会議の傍聴)

第5条 会議を公開する場合において、議長は傍聴人の数の制限その他必要な措置を講ずることができる。

(議事録)

第6条 議長は、庶務を行う者に対し議事録を調製させ、会議の次第を記録させなければならない。

2 前項の議事録には、議長が指名する委員2人が署名しなければならない。

3 議事録は、原則として公開するものとする。ただし、議事録の内容が府中市情報公開条例（平成11年府中市条例第16号）第7条各号に掲げる非公開情報を含む場合は、議事録の全部又は一部を公開しないことができる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。